

グループの配分額の活用について

地域グリーン化事業において、質問が多いグループの配分額の活用について纏めました。

- 1) 補助申請額及び地域材加算は10万円単位で活用する。
- 2) 「地域材加算の適用可能額」は必ずしも地域材加算として活用しなくても良い。
- 3) グループの配分額以内であれば、50～120万円を自由に活用することができ、一律同額にする必要はない。
- 4) 地域材加算は補助金申請額が100万円を超える場合のみ活用可能。

配分額の活用例

例) グループの配分額が1,200万円、うち地域材加算の適用可能額が100万円の場合

・活用例A（100万円以下と地域材加算を混在して申請する場合）

50万円 × 2戸

100万円 × 3戸

110万円 × 4戸（うち地域材加算分10万円 × 4戸）

120万円 × 3戸（うち地域材加算分20万円 × 3戸）

申請総額：1,200万円

地域材加算計：100万円

いずれも配分額

以内なので申請可能

・活用例A'（100万円以下と地域材加算を混在して申請する場合）

50万円 × 1戸

110万円 × 5戸（うち地域材加算分10万円 × 5戸）

120万円 × 5戸（うち地域材加算分20万円 × 5戸）

申請総額：1,200万円

地域材加算計：150万円 > 100万円

地域材加算の適用可能額

を超えているため申請不可

・活用例B（地域材加算を活用しないで申請する場合）

50万円 × 10戸

60万円 × 5戸

80万円 × 5戸

申請総額：1,200万円

地域材加算計：0万円

いずれも配分額

以内なので申請可能

地域材加算の活用例

- ・ 100万円以下で交付申請をする場合

例) 70万円の申請

50万円＋地域材加算20万円 ✕ (地域材加算を活用しなくても申請が可能であるため)
70万円で申請する。 ○

- ・ 100万円を超えて交付申請をする場合

例) 110万円の申請

90万円＋地域材加算20万円 ✕ (地域材加算を活用しなくても申請が可能であるため)
100万円＋地域材加算10万円 ○

※ 上記4)の通り、100万円を超える場合のみ活用可能。